

★改定点は下線部分

◆特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（抜粋）◆

告示：令和2年3月5日

実施：令和2年4月1日

（厚生労働省告示第61号）

（Ⅲ 医科点数表の第2章第4部に規定するフィルム及びその材料価格）

1枚当たり材料価格（新）		1枚当たり材料価格（旧）	
001	半切 <u>120円</u>	半切	124円
002	大角 <u>115円</u>	大角	118円
003	大四ツ切 <u>76円</u>	大四ツ切	83円
004	四ツ切 <u>62円</u>	四ツ切	64円
005	六ツ切 <u>48円</u>	六ツ切	52円
006	八ツ切 <u>46円</u>	八ツ切	49円
007	カビネ <u>38円</u>	カビネ	38円
019	画像記録用フィルム	画像記録用フィルム	
	(1)半切 226円	(1)半切	226円
	(2)大角 188円	(2)大角	188円
	(3)大四ツ切 187円	(3)大四ツ切	187円
	(4)B4 150円	(4)B4	150円
	(5)四ツ切 135円	(5)四ツ切	135円
	(6)六ツ切 <u>119円</u>	(6)六ツ切	120円
	(7)24cm×30cm 145円	(7)24cm×30cm	145円